

ペット避難所利用について

【原則】

- (1) ペット飼育は、飼い主の責任とする。
- (2) ペットの飼育場所は、居住スペースと分ける。
- (3) 利用条件に適合するペットのみ受け入れる。

※盲導犬、介助犬、聴導犬は、除く。（身体障害者補助犬法）

【利用条件】

- ・人に危害を加える恐れのある、または、特別な飼育が必要なペットではないこと
- ・疾病や衛生管理の悪いペットでないこと
- ・犬の場合、狂犬病予防注射等を接種していること

【ルール】

- ① 指定された場所でゲージに入れるか、柱等につなぐなどの状態で飼育すること
（放し飼いをしないこと）
- ② 給餌、給水、食べ残しの片づけ、糞尿処理、ペット周辺の清掃等は、飼い主が責任を持って実施すること
- ③ ペットの衛生状態を常に清潔に保つこと
- ④ ペットの排泄は、決められた場所とし、後片付けを適切に行うこと
- ⑤ ペットの散歩などを行う場合は、リードをつなぎ、トラブル防止のためリードを短くすること
- ⑥ ペットの苦情、危険防止には努めること（飼い主が責任を持って対応すること）
- ⑦ いかなる理由があっても避難者の居住スペースは、ペットを入れないこと
- ⑧ ペット用品、ペットフード等は、飼い主が準備すること